

資料3（議案関係）

「住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案」  
について（議案第198号）

平成27年12月3日  
市町村課

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正及び秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年秋田県条例第 号）の施行により、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務に同条例別表第1の下欄に掲げる事務のうち知事が行うものを加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務に、秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の下欄に掲げる事務のうち知事が行うものを加えることとする。（第2条及び別表第1関係）
- (2) 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号に基づき、都道府県知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務を定めることとする。（第3条及び別表第2関係）
- (3) 知事以外の執行機関へ都道府県知事保存本人確認情報を提供する際の方法を定めることとする。（第4条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとする。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		新	旧
		(本人確認情報の利用に係る事務)	(都道府県知事保存本人確認情報の利用に係る事務)
第一条	法第三十条の十五第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。	法第三十条の十五第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。	
(都道府県知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)	(都道府県知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)		
第三条	法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の執行機関は、別表第二の上欄に掲げるものとし、同号の条例で定める事務は、同表の下欄に掲げる事務とする。	法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の執行機関は、別表第二の上欄に掲げるものとし、同号の条例で定める事務は、同表の下欄に掲げる事務とする。	
(知事以外の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)	(知事以外の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)		
第四条	知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。	知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。	
一	規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法	規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法	
二	規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法	規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法	
第五条	略	略	
別表第一	(第二条関係)	別表	(第二条関係)

別表第一（第三条関係）	執行機関	事務
教育委員会	秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六号）別表第一の下欄に掲げる事務のうち知事が行うもの	六 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六号）別表第一の下欄に掲げる事務のうち知事が行うもの

## 二五 略

## 六九 略

- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は住所若しくは氏名についての確認
- 三 秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）による県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉱区税、自動車取得税、軽油引取税又は狩猟税の賦課（個人の県民税の賦課を除く。）又は徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの
- 四 秋田県産業廃棄物税条例（平成十四年秋田県条例第七十三号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの
- 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第十九条の三第一項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給の申請に係る事実についての審査

例別表第一の下欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの